

非核三原則の堅持を求める意見書

高市早苗首相は、非核三原則の在り方を検討しているとの趣旨の報道があった。直後に被爆者団体等から激しい抗議が寄せられ、現在も全国で非核三原則の堅持を求める行動が広がっている。

現在、国内の地方自治体1,718の内、97.4%の1,674自治体が非核宣言を発している。「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則は、世界で唯一の戦争被爆国である我が国が国是として強く位置付け核兵器の廃絶を目指す平和国家・日本の礎として確立されている。この事実は時の政権の判断で見直すことは絶対に許容されない。2022年に確定した国家安全保障戦略・安全保障関連3文書においても非核三原則を堅持する基本方針は今後も変わらないとし、さらに2025年度版の防衛白書でも非核三原則は国是としてこれを堅持していると明記している。

国家として歴史的に積み重ねて確立された国是を極めて短慮で変更する姿勢は看過できない。

そもそも米国の核戦力の主力は、攻撃されやすい地上配備ではなく、原子力潜水艦と戦略爆撃機による遠方からの攻撃能力を基本としている。日本に寄港し領海に展開しなければ抑止力が低下するというものではない。

広島と長崎への原子爆弾を投下された経験を持つ日本は、戦後、原子力利用に関する法整備や首相答弁、国会決議など核兵器に関する政策を積み上げてきた。防衛省幹部でさえ「非核三原則は国民の思いが集約された聖域。時の首相の個人的判断とは重みが違う」と指摘している。昨年8月の全国世論調査でも、約8割の国民が非核三原則を堅持すべきとしている。非核三原則の見直しは周辺国に核戦力強化の口実にされることにもなり、国際社会に向けて核軍縮と廃絶を唱えてきた日本外交への信頼も損なうことになる。

核兵器が80年間使用されなかったのは核抑止の結果ではなく、広島や長崎の被爆者や遺族が被爆の実相を世界に訴え、核は使えない兵器だという認識を広げてきたからである。日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞はその実績に対する評価である。高市政権が主張すべきは、非核三原則の見直しではなく、非核三原則を貫き、国際社会に向けて「核兵器のない世界」の実現を強く働きかけること以外にない。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

1 国是である非核三原則を堅持すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

甲 府 市 議 会